

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	知多市

知多市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 知多市環境経済部農業振興課
所在地 愛知県知多市緑町 1
電話番号 0562-36-2665
FAX番号 0562-32-1010
メールアドレス noushin@city.chita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	中型獣類：ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、 タヌキ、キツネ 鳥類：カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、 ヒヨドリ、カワラバト、スズメ、ムクドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	愛知県知多市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヌートリア	水稻	153千円、16a
	豆類	1千円、1a
	野菜類	47千円、5a
ハクビシン	果樹類	55千円、11a
アライグマ	果樹類	31千円、2a
	野菜類	47千円、5a
タヌキ	果樹類	8千円、2a
	野菜類	47千円、5a
カラス	豆類	3千円、2a
	果樹類	71千円、14a
	野菜類	807千円、79a
ヒヨドリ	豆類	1千円、1a
	果樹類	16千円、3a
カワラバト	豆類	4千円、4a
スズメ	水稻	2,913千円、296a
	豆類	3千円、2a

※キツネについては、市内で複数の目撃情報があり、今後、野菜・果樹等の被害が予想される。また、ムクドリについては農業者や猟友会から被害の情報が寄せられており、生息数や被害状況の把握を行っていく必要がある。

(2) 被害の傾向

○ヌートリア 市北部の八幡地区を中心に、水田や水路・河川等の周辺で目撃情報や被害が発生している。また、市西部の日長地区や南西部の大草地区においても被害が確認されている。 生息数は不明であるが、捕獲実績はほぼ横ばいである。
--

○ハクビシン

市全域に生息しているとみられ、特に市内で盛んに生産されている柑橘類を中心に果樹への被害報告が多い。

生息数は不明で、捕獲実績は年ごとに増減はあるものの、おおむね横ばいである。

○アライグマ

生息場所や生息数は不明。令和3年度に市南部の金沢地区で初めて1頭捕獲されて以降は捕獲実績がないが、今後も対策を継続していく。

○タヌキ

市北部の八幡地区、新知地区、佐布里地区を中心に野菜類への被害が発生している。

生息数は不明で、捕獲実績は年ごとに増減はあるものの、おおむね横ばいである。

○キツネ

市内で複数の目撃情報があり、今後、野菜・果樹等への被害が予想される。

○カラス、カワラバト、ヒヨドリ

市内全域で野菜類や果樹類を中心に被害が発生している。被害状況や捕獲数はほぼ横ばいである。

○スズメ

市内全域で水稻を中心に被害が発生している。網猟を行っていた捕獲者が引退したこともあって捕獲数が減少しているが、生息数自体も減少しているものと推測される。

○ムクドリ

農業者や猟友会のメンバーから被害の情報が寄せられており、生息数や被害状況の把握を行っていく必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（6年度）		目標値（10年度）	
被害金額	中型獣類	389千円	中型獣類	350千円
	鳥類	3,818千円	鳥類	3,436千円
	合計	4,207千円	合計	3,786千円

被害面積	中型獣類	47a	中型獣類	42a
	鳥類	401a	鳥類	361a
	合計	448a	合計	403a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○中型獣類 ・知多市有害獣駆除謝礼金制度によって、駆除協力者の活動を支援している。 ・有害獣駆除安全講習会を開催することで、受講した農業者自らが捕獲できるようにしている。	・駆除協力者は数が少なく、高齢化により継続が危惧される。 ・講習会は平成27年度を最後に開催されておらず、受講希望者もいないため、自身で捕獲可能な農業者がいない。
	○鳥類 ・知多市猟友会に委託し、銃猟により年10回以上の捕獲を行っている。	・猟友会メンバーの高齢化と会員減少により、将来的に継続が危惧される。 ・近隣住民が市役所や警察に通報する事例があるため、住民への周知が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	農家が個々に設置する。	侵入防止柵の価格が高価で普及していない。
生息環境管理その他の取組	職員がわな猟免許を取得し、知識の習得に努めている。	農家への周知と職員の知識の向上。

(5) 今後の取組方針

○捕獲等に関する取組 ・知多市有害獣駆除協力者謝礼金制度を広報、HP等を活用し広く農業者に周知させる。 ・鳥類については、銃猟及び網猟による捕獲を継続して実施する。加えて、防鳥網やテグスによる侵入防止、忌避剤の利用、音や視覚による追い払いなどを組み合わせた対策方法を検討する。 ・カラス捕獲檻については、既に設置している近隣（東海市、大府市）の状況をみながら、導入を検討する。

<p>○侵入防止柵の設置等に関する取組</p> <p>農家個々に任せているが、被害が多発することがあれば、発生エリアに設置することを検討する。また他地域で取り組まれている効果的な防除方法を積極的に取り入れる。</p> <p>○被害防止の知識の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知多市担当職員については、狩猟免許（わな猟）を取得する等、知識の習得に努める。 ・農家に対しては、有害獣駆除安全講習会の開催などをとおして、有害鳥獣の被害防止知識の普及を図り、講習会の受講者を増やすことにより有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業及び小型箱わなでの有害鳥獣捕獲（第13次鳥獣保護管理事業計画書（愛知県）第四5（2）④2）アのエ））を利用し農業被害の削減に努める。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○中型獣類</p> <p>有害獣駆除安全講習会の受講者を増やすことにより有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業及び小型箱わなでの有害鳥獣捕獲（第13次鳥獣保護管理事業計画書（愛知県）第四5（2）④2）アのア）ii））を利用し農業被害の削減に努める。知多市有害獣駆除協力者謝礼金制度を利用し個々の被害に対し迅速に対応する。</p> <p>○鳥類</p> <p>猟友会へ捕獲を委託する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	中型獣類	農家等を対象とする研修会等を開催し、その生態や被害状況を知ってもらい、効率的な捕獲に向けた取り組みを進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>○アライグマ、ヌートリア、ハクビシン</p> <p>農林業に係る被害について、市内からの根絶を目標に捕獲を行う。</p> <p>○タヌキ、キツネ</p> <p>農作物被害と生息状況を確認しながら適切な捕獲を行う。</p> <p>○カラス等の鳥類</p> <p>人員、経費の面から拡大はできないが、被害の軽減目標達成に向けた数とする。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヌートリア	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
アライグマ	5	5	5
タヌキ	5	5	5
キツネ	1	1	1
カラス	150	150	150
カワラバト	100	100	100
ヒヨドリ	150	150	150
スズメ	150	150	150
ムクドリ	150	150	150

捕獲等の取組内容
○中型獣類 被害地域に捕獲檻を設置し、年間を通して捕獲を図る。
○鳥類 市内全域において銃猟・網猟により捕獲を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
知多市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ	被害状況に応じて、侵入防止柵の設置を検討する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ タヌキ キツネ	・農業者、捕獲従事者を対象とする鳥獣対策研修会の開催 ・捕獲安全講習会、現地指導の実施		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象 鳥獣	・農家等を対象に、被害防止研修会等の実施 ・農産物の適正な処理などの農地をえさ場としない対策や、ねぐらを作らない環境整備について情報提供を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県知多警察署	住民への危害防止・安全確保対策
知多市農業振興課	警察等関係機関との連絡・調整
知多市猟友会	対象鳥獣の緊急捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制

市民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（農業振興課担当者）を明らかにしておく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

獣類は、知多市有害獣駆除協力者謝礼金制度により捕獲した者が適切に処分することとしており、焼却、埋却又は検体提供としている。
殺処分に関しては、炭酸ガスによる安楽死装置を推奨する。
鳥類は「焼却処分」としている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品として利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため、該当はない。
----	-------------------------------------

(2) 処理加工施設の取組

食品	(1) の理由により、該当はない。
----	-------------------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食品	(1) の理由により、該当はない。
----	-------------------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	知多市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
知多市農業振興課	協議会事務局 捕獲檻の貸し出し業務
あいち知多農業協同組合西部総合営農センター	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供
知多市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
愛知県知多農林水産事務所農政課	鳥獣被害・対策情報の提供
愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課	鳥獣被害防止対策の助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
知多市環境政策課	有害鳥獣捕獲許可事務
愛知県知多県民事務所環境保全課	鳥獣保護管理の適正化、鳥獣保護管理法等に関する情報提供
愛知県農業共済組合中部支所	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

知多市農業振興課職員のわな免許有資格者

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での農作物被害防止の意識啓発のため、被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用し啓発に努める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
